

農地法第3条許可(耕作目的での農地の権利設定・移転)手続きについて

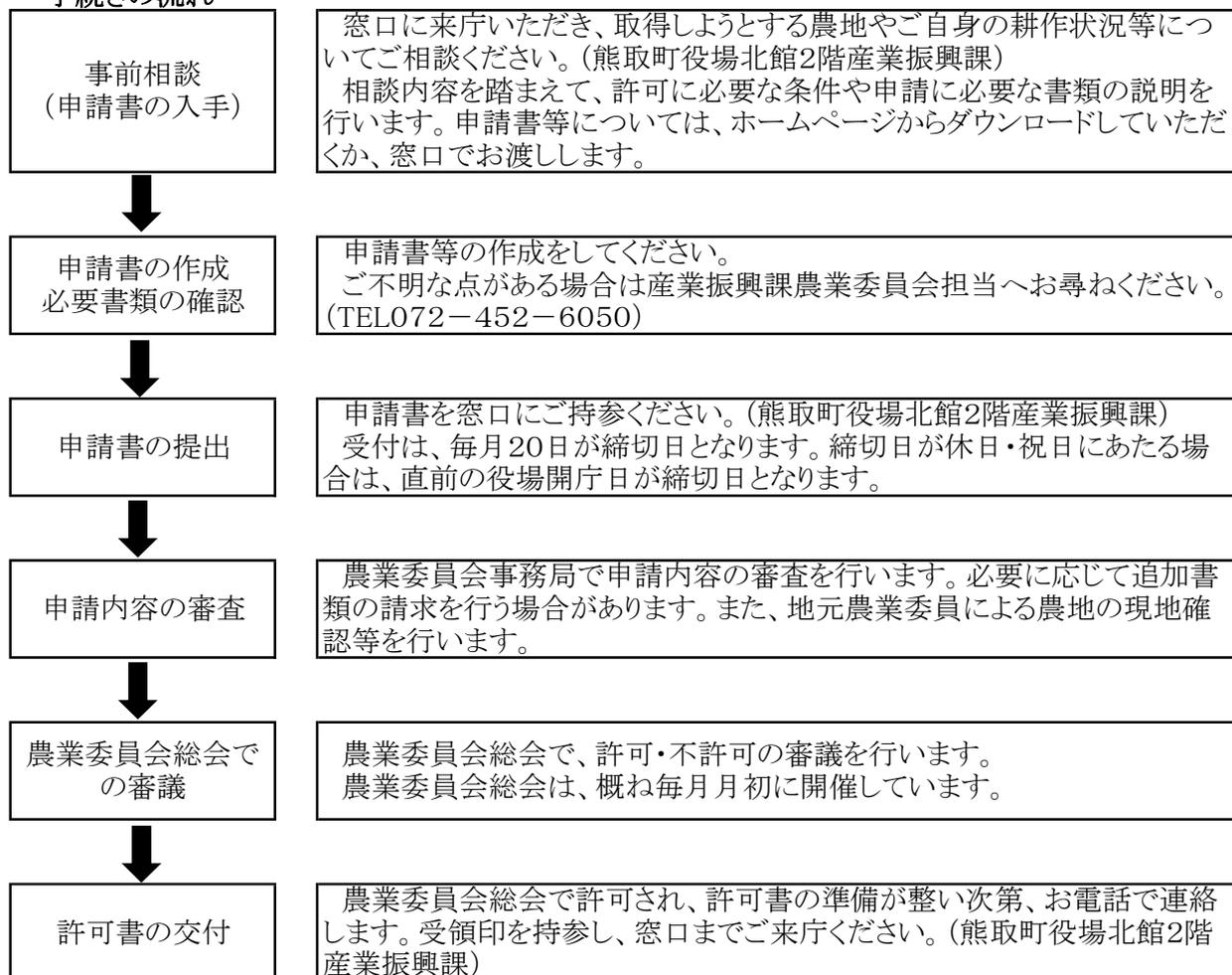
耕作目的で、農地の権利を移転又は設定しようとする際、以下の事由の場合は農地法第3条の許可が必要となります。※許可には、農業経営の状況及び通作距離等からみて、農地を効率的に利用すること、常時農業に従事すること等の要件があります。

- ・売買、贈与、交換
- ・貸し借り
- ・競売、公売
- ・特定遺贈(相続人以外)

以下の事由の場合は、農地法第3条の許可を必要としません。

- ・相続(※登記手続き完了後に届出が必要です。)
- ・時効取得
- ・包括遺贈

～手続きの流れ～



※不明な点は、熊取町役場産業振興課(農業委員会)までお尋ねください。
TEL 072-452-6050